

シンポジウム・討論のまとめ

古川 純

2名の弁護士による戦後補償裁判からの問題提起（第1部）と3名の研究者による理論的問題をめぐる報告（第2部）を終えて、約2時間にわたる活発な質疑・討論が行われた。以下は、司会の役割を務めたものとしてテープを聞き直してまとめた討論の要約であるが、紙数の制約のためにいくつかの論点に関する要旨をまとめるにとどまったことをお断わりする。なお、シンポジウム前日の公判（石成基・陳石一裁判）における鑑定証言のために来日された鄭印燮先生がシンポジウムのフロアにご出席になり、討論の冒頭に発言されたが、その要旨については「まとめ」の最後に「付」として詳しく紹介したので、参照いただきたい。以下では、パネリスト相互の質疑、パネリストと鄭先生の質疑、およびフロアからパネリストへの質疑を論点ごとにまとめる。

【討論の要旨】

1. 日本の韓国（朝鮮半島）併合の国際法上の合法性について。

阿部報告（韓国併合は国際法上の「征服」に相当するとの説）に関して龍田弁護士が出した質問である。①日本の韓国併合の合法性の根拠づけは、国際的に併合の事実状態が承認されていたからということ以外にないという説明であるが、それでは、植民地化された韓国の人民やつぶされた韓国旧権力の意思は国際法的にはいったいどう考えられるのか。②また、帝国政府は条約の形で韓国を併合したわけだが、そのことは「征服」がすでに国際法的に承認されないということ、あるいは合意や自己決定権というものが共通の認識になっていたからこそ条約の形式を踏まなければならなかったのではないか。そうであるならば、強制によって自己決定の自由を奪ったことは、現在の時点で条約を無効とすべきことになると思われるが、どうか。

これに対して阿部教授の答えは、①国際社会が日本の韓国支配に黙認を与えていたといっ
てよいかどうかは確信が持てないが、しかし微妙な問題であり支配が無効であったといい切
ることはできず、韓国支配は合法であったというふうに考える国際法上の法理として「征服」

という概念を考えたというものであった。また阿部教授は、「征服」の成立にはその地域を実効的かつ確定的に支配していることが必要であるが、人民の意思との関係でいえば、たびたび支配を脅かすような人民の抵抗があれば支配は実効的かつ確定的ではないので、その場合には「征服」は成立せず別の法理として「軍事占領」が行われたと考えることができるのではないかと指摘し、結論を留保して問題提起をするにとどめた。②国際法上の正当な領域取得原因としての「征服」の法理は、武力行使が違法となってきたときから次第に合法性を失ってきて、今日ではもはや認められないが、1910年の時点（韓国併合）では国家の自己決定権はまだ国際社会共通の認識にはなっておらず、「征服」の法理はまだ認められていたと考えられる。

なお新美弁護士は、日韓併合条約の効力について次のように指摘した。日韓基本関係条約（1965）のなかで「1910年8月22日以前に大日本帝国と大韓帝国との間で締結されたすべての条約及び協定は、もはや無効であることが確認される」（第2条）と定められたが、この部分の解釈をめぐる、韓国側は併合条約は当初から無効といい、日本側は1965年時点では無効であることは認めるが当初から無効であるとの解釈には抵抗した。このように日韓政府の間でも、見解は一致していない。この問題に関して鄭先生は、1905年条約に対して当時の韓国皇帝が2年間にわたって批准を拒み、日本政府が批准はされたと対外的にいてもこれを拒否してきたので、韓国の学者の間では、条約の手続き面で当初から無効だという意見が大勢を占めている、しかし当時は力の論理がすべてであったので阿部教授の指摘したような問題もまた認めなければならないだろうと発言した。阿部氏は鄭発言に関して、併合条約のもととなった1905年条約が無効であれば1910年条約は無効、つまり併合は任意には行われず別の形で強制的に併合をしたということになるか、あるいはまたこれとは異なってまったく違法に朝鮮半島を占領し続けたと考えるか、その認識の違いによっていずれかの評価になると指摘した。

2. 日韓請求権協定によって在日韓国人の請求権はなんらの影響も受けないか。

これは阿部教授が鄭先生に出した質問である。①鄭先生はこの解釈の根拠を合意議事録に置くが、合意議事録は条約・協定の解釈とどのような関係にあるのか。②在日韓国人の請求権に影響がないとすると、その反対解釈として、韓国在住の韓国人は影響を受けると考えてよいのか。この場合、個人の権利が何ゆえに国家間の協定によって影響されるのか。援護法との関係でいえば、元軍人軍属の持つ固有の権利は、いかに政府間で協定を結ぼうとも個人には影響が及ばないのではないのか。

鄭先生は次のように答えた。①合意議事録の法的性格については、これは条約全体の体系

に組み込まれていると考える。②韓国在住の韓国人の請求権については、自分の考えでは、条約によって解決されたと考えている。つまり、条約で韓国政府が約束をした以上はこれらの人々に対しては韓国政府が責任をとるべきである。多くの場合そうであるように、個人の権利について国家が一括して条約で解決した場合には、あとはその個人と一括解決の条約を結んだ国家との関係になるのではないかと思う。

関連して、在日韓国人の請求権については日本政府が解決する条約上の義務を負うと考えてよいのか、との質問が出された。鄭先生は、条約上は義務を負うとはなっておらず「影響を受けない」となっているのだが、個人の権利について規定がなくとも責任を負うのは元の動員国であると思う、また1965年条約の際にわざわざ日韓政府がこれを除外したということは、たとえ規定がなくとも日本政府が責任を負うと双方が考えたのだと思う、この場合、援護法関係の権利のみでなくすべての在日韓国人の権利（「財産、権利、利益」）を含めてそうだと思うと答えた（詳しくは [付] の鄭先生の発言要旨を参照されたい）。

3. 自分（74才、シベリア抑留経験者）のような戦争と軍隊を経験した者たちの間ではこういう戦後補償問題は話題にすることもできない、むしろ袋叩きにあうが、こうした頑固な年寄りの考えを変えさせるにはどうしたらよいか。

フロアからのこの質問については、田中教授が答えた。報告で数字を挙げて指摘したように、日本政府は、日本人に対してはかなりの援護をしておきながら戦争の相手をほとんど顧みないというやり方をとってきたが、これは日本の「恥の文化」に反するのではないか。台湾出身元日本兵が裁判所で、自分たちは日本人と同じように「天皇の赤子」として戦った、その時日本人は自分たちに「道義」を教えたが、いまその「道義」はどうなったのですかと述べたのを聞いた。私（田中）としては年配の方で兵隊に行かれた方に聞きたい、戦場では鉄砲の玉は日本人も朝鮮人も台湾人もなく飛んでくるでしょうと。戦場で生死を共にしたのに、いったん戦争が終わったら日本人にはいろいろしてくれる、南洋で死んだ人の遺骨はいつまでも集めるのに、サハリンに置き去りにされて生きている人には何もしない。アジアの人はいつまでも過去の戦争のことを言うという人がいるが、シベリア抑留者で日本政府を相手に裁判を起こした人にいつまで過去にこだわるのか、いい加減に先のことを考えなさいといっても、決してそれではすまないのと同じだ。日本では50年忌で法事は終わりだということで戦後50年で広島原爆の碑を壊して無くしてしまうというようなことは、日本人が被害者のときには通用しないだろう。にもかかわらずアジアの人が何か言うと、いつまで過去にこだわっているのか、と言うが、もっとバランス感覚を持ちたいと思う。戦争で苦勞をされた方に一番、発言をしてもらいたい。中国で調査をしたときにポツンと言われたことがある。

「私たち中国が日本に対して何をしたか、日本の領土を取ったか、日本を攻めたか、日本に爆弾を落としたか。われわれはなぜこんな目（銃剣による略奪、娘の凌辱など）に会わなければならないのか、本当に理解できない」と。戦争とはそんなものだ、などとは絶対言えないと思う。

4. 日韓請求権協定の解釈で、従軍慰安婦の問題についてはどう考えるか。

鄭先生への質問であるが、次のように答えた。韓国の学者の中には違った考えの人もいるので、これは自分個人の考えであるが、韓国在住の元慰安婦の賠償については、条約上は韓国政府が責任をとるべきである。刑事的な処罰の問題は日韓条約の問題にのぼってきていないので、これは別個にとりあげられるべきだ。

5. 再び韓国併合問題について。

韓国併合条約が無効であったか否かにかかわらず、国際条約（例えば強制労働禁止条約）や国際慣習法（日本未加入の奴隷禁止条約）は日本の支配下にあった植民地に適用されるのではないか。また、強制的併合を「征服」ととらえるのと「軍事占領」ととらえるのとでは、実行的支配の事実認識に違いが出て、補償問題に大きな違いが出てくると思うがどうか。これに対して阿部教授は、今日の時点で日本の植民地支配を総ざらいしておく必要がある、歴史観の問題として任意の併合であったか、併合条約は無効で「征服」であったのか、「軍事占領」であったのかの結論は、補償の中身に関係するので、やはり併合を法的にどう評価するかの問題は避けて通れない、しかし個々の慰安婦問題などについては法的評価と切り離して扱えると思うと答えた。

6. ドイツの戦後補償制度で、個人にどのように補償が届いているのか、補償を受ける主体は個人であるべきだということがどの程度認識され実行されていたのか。

佐藤教授がこれに答えた。まず、だれが犠牲者であったかということを確認することについては、1956年連邦補償法が定義づけた。ナチスの犠牲者の範囲を決めて補償すべきものの認定に入った。包括協定（12カ国）について、それぞれの国で何人ということはいえない。実際には政府（フランス）に補償金を渡して、その政府が認定をして個人に支払ったということだ。この犠牲者の範囲の考え方にドイツとフランスではズレがあったが、それでもよいとされた。全体として個人に渡った補償金額は5000マルク（1マルク=63~64円）であるが、これはあまり変わらなかった。強制収容所に1日いた者は5マルクと、大変安い。このような少ない金額でもあまり問題にならない背景は何か。それは、ドイツが補償金という金の面だけで補償を行ってきたのではないということだ。つまり、「過去の克服」という総合的な取り組みがあったから、ということである。また、ユダヤ人だけでなく、もっと幅広い犠牲者

がいたということ、を40年かけて見つけてきたということもある。最近ポーランドに渡したのは、基金という方式を採ったものである。これはお互いの信頼関係があってできることで、納得のいく委員会を作ってきちんと個人に分配されるというものだ。

7. 補償について国籍条項をはずせないのは、官僚の問題なのか、財源の問題なのか、あるいは日本人の発想が外国とは違うという次元の問題なのか。国籍条項をはずすにはどこを突破口にしたらよいのか。

田中教授がこれに答えた。日本の官僚は、日本人は可愛いが外国人は同じにはしたくない、という考えを牢固として持っているように思う。社会保障を考えると、税金を取るときには徹頭徹尾、内外人平等を貫くが、取った税金を使うときには、相手が日本人か外国人かできめ細かく気を使って、外国人には配られないように法律を作り行政をやっていくということだ。これに野党も文句を言わずにずーっとやってきた。質問者が言われたように、日本社会は排外主義的な体質を持っていて、そのもっとも醜いところが戦後補償に現れた、ということだ。厚生省などの役人は、今までやってきたことは変えたくないという体質を持っている。在日韓国人の補償問題は、鄭先生が証言されたように日本政府も裁判では厳しい立場に立たされていると思う。裁判所が国籍条項は常識的におかしいと一言いってくると、そこに風穴が開くと思うのだが。フランスもイギリスも植民地の兵隊を使ったが、みんなその後の補償はちゃんとやっている。やっていないのは、日本だけだ。政権が変わっても、政治家は不勉強なので今までのことはどうしても変えたくない役人に丸め込まれてしまっている。これが背景だ。

8. 最後に石村修所員が、戦後補償裁判の現場とそれを支える市民運動が現実を動かすこと、日本国憲法の前文・第9条の平和主義と人権の普遍性を生かすべきことを強調してシンポジウムを終えた。

[資料]

財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定 (1965.12.18)

第2条

1 両締約国は、両締約国及びその国民(法人を含む。)の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が、1951年9月8日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第4条(a)に規定されたものを含めて、完全かつ最終的に解決さ

れたこととなることを確認する。

2 この条の規定は、次のもの（この協定の署名の日までにそれぞれの締約国が執つた特別の措置の対象となったものを除く。）に影響を及ぼすものではない。

(a) 一方の締約国の国民で1947年8月15日からこの協定の署名の日までの間に他方の締約国に居住したことがあるものの財産、権利及び利益

(b) 一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益であって1945年8月15日以後における通常の接触の過程において取得され又は他方の締約国の管轄の下にはいったもの

3 2の規定に従うことを条件として、一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益であってこの協定の署名の日に関与する他方の締約国の管轄の下にあるものに対する措置並びに一方の締約国及びその国民の他方の締約国及びその国民に対するすべての請求権であって同日以前に生じた事由に基づくものに関しては、いかなる主張もすることができないものとする。

〔付〕 鄭印燮氏の発言要旨

石成基・陳石一裁判（陳石一氏は1994.5.14死去された）の鑑定証人としてシンポジウム前日に東京地裁民事第2部（秋山寿延裁判長）で証言された鄭印燮氏（韓国放送通信大学校法学科副教授、国際法）は、司会の新美弁護士の紹介でシンポジウムのフロアに参加された。鄭先生は討論の中で証言の要旨を発言されたが（通訳＝李直美氏）、本討論の記録では鄭先生の鑑定書に基づいて発言要旨を正確にお伝えしたいと考え、鑑定書の中から司会の責任で要約させていただくこととした。

(1) 訴訟の経緯および争点

① 石成基・陳石一の両氏は、第2次大戦中にそれぞれマーシャル群島・インドネシア付近で日本軍の軍属として勤務中に米軍の攻撃にあい、負傷した。両氏とも敗戦後日本に帰還し現在に至るまで日本に在住している在日韓国人で、日韓条約および法的地位協定に基づく特別永住者である。

② 両氏は、戦傷を負った元軍属として、戦傷病者戦没者遺族等援護法（以下援護法と略）に基づき国に障害年金受給を申請したが、国は援護法附則第2項の戸籍条項（「戸籍法の適用を受けない者については、当分の間、この法律を適用しない。」）を理由に請求を却下した。両氏はこの却下処分取消し請求訴訟を提起したものである。

③ 援護法は1952年4月30日に公布・施行されたが、4月1日に溯って適用された。朝鮮

半島出身の軍人軍属および台湾出身の軍人軍属は4月28日の講和条約発効までは日本国籍を保持していたので、援護法は当然に適用されるはずであるが、前述の附則第2項戸籍条項により排除され、結局いまなお援護法はこれらの人々には適用されていないのである。

④ 本来、援護法は、過去において提供された軍務によって発生した障害の事実に対して補償を行うものであるべきで（フランスのセネガル人元兵士に対する障害年金・遺族年金支給額に関して国際人権規約市民的・政治的権利規約第26条＝「国民的出身による差別禁止」違反の「個人通報」が規約人権委員会に出されたが、委員会の最終見解は年金支給の根拠は「国籍」にではなく「過去の軍務の提供」にあるとした、1989.4.3。参照、内海愛子・田中宏ほか監修『ハンドブック戦後補償』[梨の木舎、1992] 190頁）、本人の意思に無関係な国籍の喪失によって左右されてはならない。その意味で援護法附則第2項は、厳格に合理的な理由のない国籍による差別として、憲法第14条の「法の下での平等」原則に反するし、正当な補償受給の権利を適正手続きによらずに奪われた点で憲法13条または31条に反するといわなければならない。

⑤ 国側は、「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」（日韓請求権協定、1965.12.18）によって韓国人の請求権問題は政府間で解決済みであるというが、この協定実施のための国内法として韓国が制定した対日民間請求権申告に関する法律（1971.1.19）および対日民間請求権補償に関する法律（1974.12.21）の規定では、法律の対象から在日韓国人が除外されており、両氏ら在日韓国人は日韓両政府のいずれからも補償が行われていない。この意味において両氏は補償の“谷間”に落ち込んでおり、両氏には日本の援護法が適用されるべきなのである。

(2) 鄭氏の発言（証言）の要旨

① 「原告等在日韓国人（特別永住者）は、日韓請求権協定第2条2項a号にいう『一方の締約国の国民で1947年8月15日からこの協定の署名の日までの間に他方の締約国に居住したことがあるもの』に該当するか否か」の問題について。

「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する大韓民国と日本国との間の協定（以下請求権協定）」第2条2項a号と同協定合意議事録2のcは、「一方の締約国の国民で1947年8月15日以後請求権協定署名日までの間に1年以上他方の締約国に居住したことがあるもの」に対しては、協定の影響を排除している。これに該当するための要件としては、それ以上の他の事項が規定されていないので、1945年以後継続して日本の居住者である原告兩人をはじめとする在日韓国人特別永住者は当然に請求権協定第2条2項のa号の対象者

に該当する。

②「援護法上の障害年金、遺族年金等同法に規定されている各種受給権は、請求権協定第2条にいう『財産、権利及び利益』に該当するか否か」の問題について。

本訴訟過程で被告日本国側は、請求権協定第2条2項a号に従い協定の影響を受けない部分は「法律上の根拠に基づき財産的価値を認められる全ての種類の実体的権利」に限定されるので、国内法上の根拠を欠き実体的権利に該当しない部分は、協定により完全かつ最終的に解決されたと解釈している。例えば、本訴訟の争点となっている援護法の場合、その適用対象が日本国民と限定されているので、在日韓国人の請求は協定の例外対象である「法律上の根拠に基づく実体的権利」に該当せず、従って、援護補償の問題は請求権協定により既に解決された部分であるという立場である。

しかし、以上のような見解は請求権協定第2項a号の成立経緯、文言の解釈、協定締結以後表明された韓国政府の態度等に照らしてみると、正当な解釈として受諾することはできない。同時に、戦争被動員者援護に関する国際法的原則と慣行にも反する結果を招来する解釈である。

(i) 成立過程を通して見た条項の趣旨

請求権協定第2条2項a号の成立過程は以下のとおりである。

請求権協定の最終条文化過程で韓国側が提示した草案は「一方の締約国の国民で1945年8月15日より本協定の署名の日までの間に他方の締約国に居住したことがある者の財産、権利及び利益と両国及び両国国民間の請求権」であった。反面、日本側はそれにさきがけ「一方の締約国の国民で1945年9月2日以前よりこの協定の署名まで継続して他方の締約国に居住する者の財産、権利及び利益」という文言を提示しており、これは、再度「一方の締約国の国民で1947年8月15日より本協定署名までの間に他方の締約国に居住した事実がある者の財産、権利及び利益」と修正提議された。当時、韓日両国間では、1) 例外対象者の居住始点を1945年8月15日とするか、1947年8月とするかに関する点と、2) 例外対象範囲を「財産、権利及び利益」とだけ規定するか、「請求権」という用語を追加させるかに関し、異見が開陳されたが、結果的には両者全て日本側主張が受諾された。最初の問題は本訴訟と直接関連がないので合意背景に対する説明を省略し、2番目の問題だけを検討する。

協議に臨む韓国側の基本方針は、在日韓国人の財産と請求権は協定の影響を受けないようにするということであり、そのような趣旨で提示した文案が上に言及された草案であった。このとき韓国側は「請求権」という用語を法的根拠下に日本に対して要求できる実体的権利を総称する意味で使用した。その具体的内容が徴兵徴用被害者補償を含む八つの要綱であっ

た。

反面、日本側は「請求権」とは個人の債権等でない外交法的な政府請求権、すなわち、クレームを提起することができる地位として理解すると主張した。したがって、如何なる範囲の実体的権利が請求権協定の影響を受けずに存続するかを規定しようとする第2条2項a号には単にクレームを提起することができる形式的資格にすぎない「請求権」という用語の挿入は不必要であると説明した。

このような日本側の見解が前提とされるならば、韓国側としても「請求権」という用語の挿入に強いて固執する必要がないと判断した。実体的権利さえ認定されるならば、その権利の実現のための形式的資格としての請求権は権利の一属性として当然に認定されるものであるからであった。そこで、韓国側は提案を受諾するかわりに実体的権利としての個人の請求権が「財産、権利及び利益」に含まれることを明確にする文書を作成することにした。こうして作成されたものが、「財産、権利及び利益とは法律上の根拠に基づき財産的価値を認められる全ての種類の実体的権利をいうものと了解された」という合意議事録2のaであった。

以上のような経緯により、韓日会談妥結直後、韓国政府が作成した協定解説書は「終戦以前の全ての両国及び両国民の財産及び請求権は、本協定によりなくなるもの」であるが、「在日僑胞の財産及び請求権は影響を受けない」と説明した。こうして対日民間請求権補償のための国内法制定時にも、1947年8月15日以後、日本国居住者の対日請求権は補償対象より除外し、在日韓国人に対する援護補償問題は日本国内法により救済されなければならないという立場を表明したことがあった。

このような韓国政府の見解は1971年10月11日、東京にて開催された「在日韓国人の法的地位及び処遇に関する韓日間の第4次実務者会議」で日本政府に直接通報されたことがあった。すなわち、旧日本国軍人であった在日韓国人は請求権協定第2条2項a号上でも除外されているのであるから、韓日国交正常化の時点でこの者たちに対する援護法の適用を整理したのは不当であるという抗議を韓国政府が提起したことがあった。

以上、請求権協定第2条2項a号に関する韓国政府の立場を要約すると以下のとおりである。

- 1) 戦争犠牲者援護を含む同条項該当者が保有する対日請求権は協定による解決対象から除外するという方針であったし、
- 2) そのような意図を明確にするため作成された条項が合意議事録2のaであったし、
- 3) 協定発効以後も同一の立場を公式外交経路を通じて日本政府に促求したことがあった。

(ii) 日本側解釈上の問題点

現在、本件訴訟被告側の見解は本項目書頭で指摘したとおりである。議論の焦点は在日韓国人の援護補償を受ける権利が請求権協定第2条2項a号と合意議事録2のaで指摘された「法律上の根拠に基づき財産的価値を認められる実体的権利」に該当するものと解釈されるかにしぼられる。財産的価値部分に対しては別段争いがなかったため、そのうち法律上の根拠に対してのみ検討する。

日本政府が、援護補償に関する在日韓国人の権利問題が既に解決されたと主張する根拠は、「法律上の根拠」を実定法上の根拠とだけ解釈したことにある。この問題の性格上、実定法とは、日本国内法以外はあり得ないので、結局、日本国内実定法上規定がない権利は協定を通して確定的に解決されたという解釈である。しかし、このような解釈は、次のような理由により受諾することはできない。

第1、日本側の主張は請求権協定第2条2項a号の設置の趣旨自体に矛盾する解釈である。本来、同条項は他方締約国管轄下にある一方締約国国民の財産、権利及び利益に対し、該当管轄国が国内法のみで、一方的措置をとることができないよう挿入された一種の安全措置であった。何故ならば、請求権協定第2条3項は「一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益であってこの協定の署名の日到他方の締約国の管轄の下にあるものに対する措置並びに…に関しては、いかなる主張もすることができないものとする」と規定している。ここにおける措置とは、「両国及びその国民の財産、権利及び利益並びに両国及びその国民の間の請求権に関する問題の解決のために執られるべきそれぞれの国の国内措置」を指称した。すなわち、第2条2項の存在意義は一方当事国の国内法的措置の影響を受けずに存続する権利の範囲を規定するものであった。それにもかかわらず、自国実定法定のみを基準として、これに従う権利存続の範囲を決定するという日本側の主張は、この条項の存在意義自体と矛盾する解釈であるという批判を免れることはできない。

第2、日本側の主張は、協定文言とも合致する解釈ではない。請求権協定第2条2項a号は同協定にもかかわらず、一定の対象者の権利は影響を受けないという点を国家間の合意の形式で保障した条項である。したがって、特別に国内法に限定されるという表現がない限り、ここでの「法律」が一方当事国の国内法のみを指称するものとは解釈できない。請求権協定の性格上、植民地支配関係の清算と関連した国際法的原則が当然にこの「法律」に含まなければならない。協議過程で韓国側が要求した対日請求権の法律的根拠もやはり日本実定法に限定されなかったことは勿論であり、日本政府もやはりそのような論理に立脚した責任を認定したこともある。例えば、解放後、韓国では日本銀行券の通用を禁止し、これを朝鮮銀

行に集中保管していたが、6.25（朝鮮戦争）前後に相当額を償却したことがある。韓国がこの金額に対する補償を要求するや、日本側は戦前より流通過程にあった日本銀行券で日本銀行員立会下の償却分及び現物提示分に対しては弁済に応じると回答したことがある。他国の事情により一方的に償却された自国貨幣を補償する日本実定法は勿論存在しなかったため、日本側の上記のような弁済義務受諾が国内実定法的根拠に依拠した責任の認定では勿論なかった。これは、植民地独立過程での法的関係の清算に関する国際法等の原則による責任の認定であった。協議過程で法律の概念を特別に限定しようという意図を表明しなかった日本側の態度を前提とするとき、「法律」を国際法と国内法が網羅された概念と把握した韓国側の理解が間違っていたものであったと判断する根拠はない。こうして韓国政府は第2条2項a号により、「在日僑胞の財産及び請求権は影響を受けない」と説明したのである。

特に、第2次大戦に徴兵徴用された韓国出身犠牲者に対しては、制限的ではあるが1945年以前にも既に旧恩給法、国民徴用扶助規則等による援護が日本実定法的根拠の下に実施されたことがあった。米軍占領下の一時的中断以後、新たに援護法が制定されたとすれば、同法の趣旨よりみる場合、別段の事情がない限り過去と同一事件の当事者には同一に適用されるのが原則である。過去、日本政府もサンフランシスコ条約による在日韓国人の一律的日本国籍喪失を援護法の適用が排除される別段の事由と解釈していなかった。ただし、1951年10月より韓日会談が開始され戦争犠牲者援護もその主題の一部として論議された事情を勘案し、日本戸籍法の適用を受けなかった韓国出身者に対しては、援護法が「当分の間」適用されなかっただけである。当時も日本政府は、日本国籍に帰化して日本戸籍法の適用を受けられるようになれば、援護法の適用を認めた。援護法上の援護を受ける権利は第2次大戦への参戦とその過程での特別な犠牲を根拠に成立したものであって、戸籍法の適用を通して発生するものでは勿論なかった。そのような意味で、韓国出身者の援護補償を受ける法的根拠はすでに成立していたが、単に外交政策的事由によりその受惠が「当分の間」中止されていただけである。65年に締結された請求権協定が在日韓国人の財産、権利及び利益に関する問題を解決対象から除外した以上、彼等に対しては「当分の間」という前提がこれ以上存在する意義を喪失した。請求権協定にいう「法的根拠」が日本国内法規定に限定されるものではないので、援護法の同附則が現在に至るまで廃棄されなかったとしても、この存続如何に「法的根拠」が左右されるものでもない。以上請求権協定第2条2項a号に関する日本政府の立場を検討した結果、

- 1) 法的根拠を日本国内法規定に限定させようとする見解は同条項の設立趣旨と矛盾する解釈であり、

2) 韓日会談過程で日本側が見せた協議態度とも一致しない解釈であり、

3) 条約（請求権協定）上の根拠を欠如した不当な縮小解釈である。

結論的に在日韓国人の援護補償を受ける権利は協定第2条2項a号の例外対象に該当する。

(ii) 戦争犠牲者に対する責任と国家相続

請求権協定の解決対象に在日韓国人の援護補償を受ける権利は含まれなかったとすれば、通常の国際関係で旧植民地出身者に対する援護補償は誰の責任下に実施されるかを検討してみる。論議の必要上、戦争犠牲者援護の法的性格を先ず究明し、それに対する権利が国家相続時に如何なる影響を受けるかを検討する。

(イ) 戦争犠牲者援護の法的性格

戦争犠牲者に対する援護補償制度は広義の社会保障制度の一環として評価できるが、その法的性格は一般的な社会保障制度の場合とは異なる。国家ごとに若干の差異はあるが、例えば、医療保険や老齢年金、極貧者救護等、通常の公的社会保障制度は、個人の特別な役務提供を前提として適用されるものではない。しかし、援護保障制度は国家の服務義務賦課と義務者の役務提供、その過程での個人の直接被害を適用の前提とするという点で一般の社会保障制度とその性格を異にする。社会構成員一般を対象とするのではなく、社会運営過程上発生した特殊な公的犠牲者のみを適用対象とする。公的犠牲の根拠となった軍人軍属としての服務は、国家の義務賦課から発生する。この場合、当事者と国家間には、個人は破棄することができず、国家の一方的な命令だけで成立される一種の公法的勤務契約関係が存在することになる。したがって、援護保障制度は国家より恩恵的に付与される施恵ではなく、被害者の役務提供と、それによる特別な犠牲の対価として、この適用を受ける権利を獲得するものである。通常の社会保障制度と同様に個人からの醵出金が適用の前提になることもない。

(ロ) 国家相続一般原則

援護補償に関する在日韓国人の権利行使の問題が提起される理由は、日帝の植民地からの韓国の独立と犠牲者の国籍変更という国家相続 (State Succession) 以後、旧動員責任者である日本が援護補償を拒否しているためである。戦争犠牲者に対する援護年金等が、国家に対しては一種の行政債務を意味するとするならば、これに対する国家相続の影響を検討してみる。

① 中央政府債務不承継原則

国家の対外的債務の場合、過去に財政的自治権の認定を受けた地方行政組織単位で負担した債務でない限り、中央政府である先行国 (predecessor state) が既存債務に対する責任を継続して負担するので原則である。このような原則を対内的債務関係に対して類推してみると、

地方行政組織での勤務は別としても、中央政府に服務することによる個人の権利は先行国の責任として存続するという答えが出るであろう。中央政府に服務することによる年金請求権等は、それとの服務関係が成立した中央政府を相手に請求するのが妥当であるからである。先行国が承継国国民となった者に対し、年金支払を中止しなくてはならない理由はありません。国家相続が先行国と個人間に既に成立した契約関係に影響を及ぼすものではないので、承継国がこれによる責任を負担しなくてはならない理由もまたない。それ以後の国籍変更が、このような法律関係に直接影響を及ぼすものではないからである。

在日韓国人の援護補償請求権は、第2次大戦という過去の事件に、日本人資格で動員され負った被害による権利であるから、動員者と被動員者間の権利義務関係は1945年以前に成立したものである。韓日会談過程で韓国側が日帝当時の公的勤務者の年金（恩給）を請求したのに対し、日本側は地方之弁に対しては支払に応ずることはできないが、中央国庫分に対しては支払うと回答したことがあるが、このような日本の立場は、やはり上と同一の論理に立脚した主張であったと判断される。日帝時代、軍人軍属への服務が地方的事項では勿論なかった。

(iv) 結論

以上の検討のように、在日韓国人の援護補償を受ける権利は請求権協定第2条2項a号の「財産、権利及び利益」に該当するものとして、同協定による解決対象から除外された。同時に旧日本軍動員在日韓国人犠牲者に対する援護責任は日本国に帰属される。

③ 「原告等在日韓国人（特別永住者）は、対日民間請求権申告に関する法律（1971年1月19日法律第2287号）及び対日民間請求権補償に関する法律（1974年12月21日法律第2685号）にいう申告対象者、補償対象者に該当するか否か」の問題について。

該当しない。その理由は以下のとおりである。

1974年12月21日に公布された大韓民国の「対日民間請求権補償に関する法律」は、第2条でその補償対象者を1971年1月19日に公布された「対日民間請求権申告に関する法律」に従い申告受理されたものに限定した。ところで、申告に関する法律第2条によると「1947年8月15日より1965年6月22日まで日本国に居住したことがある者」が「1945年8月15日以前に日本国及び日本国民」に対して有していた権利は申告対象から排除された。従って、本訴訟原告等在日韓国人特別永住者は「対日民間請求権補償に関する法律」の補償対象から除外された。

④ 全体の結論

以上によって明らかなように、請求権協定の趣旨とするところは、韓国在住の韓国人に対

する補償責任は韓国政府が負うものであるが、しかし日本に在住する在日韓国人に対する補償責任は韓国政府ではなく、日本政府が負わなければならないということである。

〔付記〕 石成基・陳石一裁判・東京地裁判決（1994.7.15）について

本号印刷の最終段階で石成基・陳石一両氏の請求を棄却する東京地裁判決が下された。新聞報道（毎日新聞朝刊，1994.7.16）によると，判決は，争点の戸籍条項の違憲性について，「合理的理由がある」として法の下での平等に反しないとした。しかし判決は付言する形で，「援護法が，自国民のみを援護の対象者とし，日韓請求権協定締結後も，韓国人に対する補償問題は同協定により解決済みとの解釈の下に，右補償問題についての何らの積極的立法措置がとられていない結果として，原告らのような在日韓国人については日韓両国から何らの補償も受けられない状態となっていることは否定できない事実」であると認め，次のように要旨を述べた。「戦争犠牲または戦争損害についての補償措置，なかんずく，日本国籍を有しない者に対する補償措置の範囲，程度は，政治的判断に基づく立法措置であることからすれば，原告らのような在日韓国人が日韓両国のいずれからも何らの補償も受けられない状態となっていることは，その意味で立法不作為の状況にあるというべきである。」判決はこのように立法不作為の状況を指摘しながらも，しかし，補償措置は日本政府や国会で論議すべき問題であるとし，「一義的に明白に結論を導きだし得る性質のものではない以上，司法機関である裁判所が，右立法の不作為の状況について，その適合ないし当否を軽々に評することは適当ではない」とした。鄭鑑定意見がどの程度判旨にとりいれられたのかは，詳しい判例評釈を待たなければならない（参照，法学セミナー1994年9月号掲載予定の新美隆論文における同判決批判）。

（古川 純）